

津市消防本部からのお知らせです

2019年3月



古民家を借りて新しくレストランを始めよう！アパートの空き部屋を活用してグループホームをやってみよう！

今、空いている建物や部屋を有効活用し、今までの利用形態と違った用途で建物を再利用されるケースが増えています。

「始める前に一度消防と相談をしてください」

建物を利用する用途が変わると、新たな消防用設備が必要になることがあります。

<不動産業界の方へ>

貸借等の相談にお客様が来られた際は、「**事前に消防と相談してください**」と声を掛けていただきますようお願いいたします。また、契約書・重要事項説明書にその旨を記載していただきますようお願いいたします。

新たな消防用設備 が必要になる事例

- ・古民家を利用した飲食店の延べ床面積が300㎡以上の場合、自動火災報知設備が必要になることがあります。
- ・アパートの空き部屋を利用して、グループホームを行う場合は、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備が必要になる場合があります。

違反対象物の公表制度

新たに消防用設備が必要になった場合、設置しないでいると「消防法令違反」となります。その中でも、人命危険・火災危険につながる重大な違反の場合、市民の方への情報提供のため、「建物名称」、「建物の位置」、「違反の内容」等をHPで公表しています。詳細については裏面をご覧ください。

お問い合わせ
連絡先はこ
ちらです！

津市消防本部 予防課

違反指導担当 059-254-0356

設備担当 059-254-0354

公表制度

平成30年4月1日からスタート



【違反对象物の公表制度とは？】

重大な消防法令違反が認められる建物を津市のホームページで公表して、市民に情報を提供する制度です。

【公表制度の対象となる建物は？】

劇場や映画館、飲食店や百貨店、ホテル、病院や社会福祉施設など不特定多数の方又は自力避難が困難な方が出入りする建物です。

【重大な消防法令違反とは？】

建物の面積等により設置が義務付けられた『屋内消火栓設備』『スプリンクラー設備』『自動火災報知設備』が設置されていない違反のことです。

(屋内消火栓設備)



(スプリンクラー設備)



(自動火災報知設備)



【公表の時期は？】

消防機関が、4月1日以降に立入検査で把握した重大な消防法令違反について、関係者に通知した日から14日経過しても違反が是正されない場合に公表します。

【ホームページで公表される内容は？】

- ・ 建物の名称【例：〇〇ビル】
- ・ 所在地【例：津市〇〇町〇-〇】
- ・ 違反の内容【例：自動火災報知設備の未設置】